

議第139号

建物収去土地明渡等請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和8年9月17日

滋賀県知事 三日月大造

建物収去土地明渡等請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

滋賀県は、建物収去土地明渡等請求訴訟を提起することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求める。

1 被告となるべき者の住所、氏名

2 請求の要旨

被告となるべき者は、滋賀県大津市南郷六丁目字岡ノ平1005番2、1009番4の県有地について、自らの所有する建物の敷地として普通財産の賃貸借契約を締結していたが、賃料の滞納により、滋賀県が令和8年4月30日に当該契約を解除した後も、何ら適法な占有権原を有しないにもかかわらず、当該土地の占有を継続し、滋賀県に返還しないことから、当該建物の収去および当該土地の明渡し、未納賃料3,759,356円、これに対する支払済みまでの年10.75%の遅延損害金および支払済みの賃料に対する遅延損害金の支払いならびに令和8年5月1日から当該土地の明渡し済みまでの賃料相当損害金の支払いを求める訴えを提起する。

3 訴訟遂行の方針

第一審判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。